

令和7年第3回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和7年9月2日 午前10時04分 開会  
午後 1時01分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 西川善浩	2番 横井晶行
3番 柴田三乃	4番 坂本剛司
5番 杉本訓規	6番 欠員
7番 吉村始	8番 奥本佳史
9番 松林謙司	10番 谷原一安
11番 川村優子	12番 増田順弘
13番 西井覚	14番 藤井本浩
15番 下村正樹	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教育部長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕	代表監査委員	宅康次

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米田匡勝	書記	神橋秀幸
書記	関元瞳	書記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 11番 川村優子

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第53号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

- 日程第4 報第4号 令和6年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報第5号 令和6年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第6 認第1号 令和6年度葛城市一般会計決算の認定について
- 日程第7 認第2号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第3号 令和6年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第4号 令和6年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第5号 令和6年度葛城市靈苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第6号 令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第12 認第7号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第13 認第8号 令和6年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 認第9号 令和6年度葛城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 認第10号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の認定について
- 日程第16 議第54号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第17 議第55号 葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 日程第18 議第56号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 日程第19 議第57号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 日程第20 議第58号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について
- 日程第21 議第59号 葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議第60号 葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定について
- 日程第23 議第61号 葛城市堆肥場設置条例を制定することについて
- 日程第24 議第62号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第63号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第64号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第65号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第28 議第66号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第29 議第67号 令和7年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第30 議第68号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第31 議第69号 令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第32 議第70号 令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決に

について

日程第33 議第71号 令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

日程第34 議第72号 令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

開会 午前10時04分

**奥本議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和7年第3回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和7年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会も議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できるようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本定例会に市長から提出された議案は、議事日程記載のとおり、日程第3から日程第34までの32件であります。議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表はペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。ペーパーレス会議システムに配付いたしておりますので、ご清聴賜りますようお願い申し上げます。

また、教育委員会より教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に対する報告書が提出されており、既に議員各位に配付いたしておりますので、ご報告といたします。

次に、委員会視察に係る委員派遣等についてご報告申し上げます。

去る7月9日から7月10日にかけて実施いたしました総務建設常任委員会視察研修及び7月1日から7月2日にかけて実施いたしました厚生文教常任委員会視察研修の結果報告書が、各常任委員長より議長宛てに提出されております。その概要についてそれぞれ報告願います。

まず、総務建設常任委員会視察研修の結果を報告願います。

7番、吉村始議員。

**吉村総務建設常任委員長** 議長のお許しを得ましたので、総務建設常任委員会視察研修の結果についてご報告いたします。

去る7月9日、10日の2日間、本委員会といたしまして、愛知県岡崎市及び三重県津市、株式会社浅井農園様において、それぞれ耕作放棄地の活用についての視察研修を行いました。

研修1日目は、愛知県岡崎市を訪問し、研修及び現地視察を行いました。岡崎市は市の7割程度が中山間地域で森林都市となっており、耕作放棄地が近年の課題となっていました。昭和初期に良質な漆を栽培、採取していた歴史があったことから、岡崎漆の復活及びブランド化を図るべく、JA、森林組合、市、ブランド協議会など6団体と連携し、岡崎漆プロジェクトを立ち上げ、点在する耕作放棄地を活用して、漆の木を令和3年から6年までに約5.5ヘクタールの農地に3,760本植栽されました。また、和紙の原料となる楮については、その纖維を活用して布づくりのための糸を製造されるなど、産学官と連携され、関係人口の拡大と創出を図っておられました。研修では、実際に植栽されている現地も拝見でき、補助金を活用した中でJAが購入されたラジコン草刈り機を耕作者に貸し出すなど、工夫を凝らし

た運営を行っておられました。

研修2日目は、三重県津市と株式会社浅井農園様を訪問し、研修及び現地視察を行いました。津市の耕作放棄地対策事業として、耕作放棄地の発生防止と耕作放棄地の解消の観点から市独自の政策を実施され、耕作条件不利農地に対して借り受けられる場合に奨励金を交付したり、農地区画を広げる際の補助金を交付されるなど、具体的な事業メニューが生産者、担い手に提供されており、成果を上げておられました。また、農地耕作条件改善事業を活用した事業展開について、株式会社浅井農園様に現地視察をさせていただきました。桃や柿を生産していた農家の高齢化が進み、耕作放棄地が増加した中で、地域と市、浅井農園様が連携協定を締結され、農地を集積、整理した上で、大規模キウイ農園が整備され、その取組について次世代の農業モデルとして発信をされておられます。

岡崎市、津市及び株式会社浅井農園様、いずれの研修におきましても、各委員からの活発な質問がなされ、大変有意義な意見交換の場となりました。今回の視察研修において見聞きしたことにつきましては、今後の葛城市的まちづくりに役立ててまいりたいと思います。

今回の2日間にわたる研修は、今後の議員活動に大変寄与するものであり、視察を快く受け入れていただきました岡崎市と津市並びに株式会社浅井農園様の皆様には、この場を借りて、重ねてお礼を申し上げるものでございます。

以上をもちまして令和7年度総務建設常任委員会の視察研修の報告といたします。

**奥本議長** 次に、厚生文教常任委員会視察研修の結果を報告願います。

5番、杉本訓規議員。

**杉本厚生文教常任委員長** ただいま議長のお許しを得ましたので、去る7月1日、2日に行いました厚生文教常任委員会、委員会視察研修についてご報告いたします。

1日目は、熊本県大津町を訪問し、部活動の地域展開への取組についてを視察いたしました。大津町では、平日は今までどおり学校での部活動を維持し、休日の部活動のみを地域へ移行するという本市と同じ形での地域展開に取り組まれており、国の実証事業の重要地域に指定されております。部活動の地域展開については、全国の自治体で試行錯誤の段階でありますが、大津町では、地域団体であるNPOクラブおおづが運営主体となり、県内の大学、また、地域企業との連携により指導者を確保するなど、地域を巻き込んだ取組が印象的でございました。また、町内中学校の合同練習会や学生たちとの座談会を開催し、当事者となる中学生たちへの配慮も感じられる取組でございました。本格的な地域展開は今年度から始めるということでしたが、地域で受け入れる体制が構築されており、地域展開の実現性を強く感じたところでございます。本市においても大津町の取組を参考に、子どもたちのスポーツや文化活動の機会を損なうことないよう、今後も重要な案件として議論を進めたいと考えております。

2日目は、大分県竹田市に移り、発達障がいの早期発見への取組について視察を行いました。竹田市では、平成19年から5歳児健診を先進的に進められていて、早期での発達障がいの発見に取り組まれております。竹田市は、5歳児健診の受診率は90%を超えており、健診や相談会には専門職を配置するなど、保護者のちょっとした不安や困り事についても丁寧に

対応されていることが印象的ございました。5歳児健診の成果として、3歳児健診では気づけない軽度の発達障がいの早期発見や支援が可能となつたこと、就学に向けた支援体制が整備されていることなどが挙げられ、誰一人残さない支援実現とともに、内部の連携強化にも大きな影響が感じられました。本市におきましても、発達障がいの早期発見は大変重要視しているものでございます。竹田市の取組を参考に、今後、更に議論を深めてまいります。

今回の2日間にわたる研修は今後の議員活動に大変寄与するものであり、視察研修を快く受け入れていただきました大津町と竹田市の皆様に、この場を借りて心よりお礼を申し上げます。

なお、視察の詳細について記載いたしました厚生文教常任委員会視察研修報告書は、後日ホームページにも掲載予定であることを申し添え、以上をもちまして令和7年度厚生文教常任委員会の視察研修報告といたします。

以上です。

**奥本議長** 次に、閉会中に開催されました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

11番、川村優子議員。

**川村當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会の審査状況をご報告申し上げます。

本委員会については、令和7年8月13日水曜日午前9時30分から開催し、當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項について、3つの議題に分けて報告を願いました。

理事者からは、最初に（仮称）當麻複合施設整備工事について、去る6月30日に工事の一般競争入札を行い、2者参加表明があつたが、1者が入札辞退、1者が入札金額を予定価格より上回ったため、不落となつた。不落の原因を調査し、仕様の見直しを行い、8月7日付で再度入札の公告を行い、来る9月8日に開札を予定している。これに伴い、開館予定の時期が想定より約3か月程度遅れることとなり、現時点では最短で令和9年の春頃を目安に開館を目指したいという報告がありました。

質疑では、入札金額が予定価格より約2億円高い金額を提示され、不落となっているが、次回の入札に向け、仕様の見直しの内容は、また、不落となった原因はという問い合わせがあり、仕様の見直し内容については、設計の中で、機能や品質等をなるべく落とさず、内容を変更してコストの削減を図り、最適化するバリューエンジニアリング手法と、機能や品質を価格の安いものに置き換える、コストの削減を図るというコストダウン手法を用いて見直しをした。これらの手法に当てはまる項目を再度抽出し直し、現時点で設計したものから仕様を置き換えることで価格が下がるものを探して探した。断熱の手法等35項目などを抽出し、入札の予定価格と提示された金額との価格差約1億9,500万円ほどあったが、この差を縮める工夫をしている。

また、入札が不落となった原因については、人件費や物価高騰に加え、機械設備の事業者が繁忙期のため、人手不足で仕事が受けたくても受けられないという状況が続いているとい

うことを聞いている。そういった中で、この時期の入札であったことにより、価格が高騰したことが一番大きな原因であると分析しているという答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、入札が不落になり、品質や価格が安いものに置き換えるのは、当初の設計積算が甘いと思う。不落になると、開館時期が遅れていくため、市民の方に迷惑をかけることになるので、設計業者に指導してもらいたい。また、次回の入札には、より多くの業者が参加してもらえるように周知していただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、断熱の手法を変更されるとのことだが、断熱性能に影響はないのか。そのほかにも、機能や品質を価格の安いものに置き換えるということだが、デザインや機能性についても変化はないのかという質疑があり、当初の設計では、断熱材を吹きつけて色を塗る仕様にしていたが、断熱マットのようなものに置き換え、張りつけをする仕様に変更した。断熱性能は変わらず、吸音性能もあるものにしたため、影響はない。デザインについては、変わった部分も出てくると思うが、耐久性や快適性に関わるものに変更はないと考えている。機能性については、設計の基本を押さえたものをベースにしており、基本的には下げないという答弁がありました。

また、設計積算の見通しの甘さが不落の原因であると思われる。今後、精度を上げていく必要があると思うが、どのように考えているのかという質疑があり、市の体制でどのように対応していくか、今後研究していきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、工事の分析ができる専門職を雇用するなど、人事採用の戦略にも関わってくる。職員で対応できなければ、設計事業者が分析すべきだが、今回はできていなかったことが原因だと思われる。今後、同じ問題が起きたときにどのように対応するか早急に対策を立てて、議会に示していただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、約1億9,500万円を多岐にわたり仕様を見直すコストを削減されたということだが、どの部分が一番大きいのかという質疑があり、積算金額は公表できないので金額の大小は控えるが、変更という意味では、断熱の変更部分が一番大きいという答弁がありました。

また、別の委員から、予定価格と入札金額との差が約1億9,500万円もあったことを受け、補正予算を計上することは検討されたのかという質疑があり、市長からは、議論はしているが、行政としては、議会で議決をいただいた予算内で当初の目的を達成し、施工するという考え方で進んでいる。しかし、次回の入札結果によっては、新たな手法が発生する可能性があるという認識は持っているという答弁がありました。

次に、2番目の議題として、理事者から指定管理公募の要求水準について、開館時間を午後8時の案から午後9時までに延長する方向で変更したことを資料に基づき報告を受けました。

質疑では、図書館の館内整理日のとき、3階にある庁舎までの動線はどのように考えているのかという問い合わせがあり、館内整理日は年10日以内で、本の整理や館内の機械のメンテナンス等に使用するための休館日であり、館内には多くの人がいる状況である。その中で、休館部分の市民活動センターと図書館の部分に関しては、パーテーションポール等で区切りをつ

け、総合案内の方が、庁舎までの動線を案内する運営を考えているという答弁がありました。

また、別の委員からは、複合施設なので、市民の方には時間によって利用できる範囲が変化することを理解していただくように案内する必要がある。複合施設であるからこそ起こる問題もあると想定されるため、指定管理者の方には事前に、スムーズな運営をしていただくようお願いするという要望がありました。

最後に、3番目の議題として、理事者から、(仮称)當麻複合施設に係る今後のスケジュールについて、備品購入に係る補正予算の予定、愛称募集、指定管理者の公募予定、周辺エリア活用事業のスケジュールなどについて、資料を基に報告を受けました。

質疑では、プレイスペースはどのような場所か、プレイスペース等設計施工プロポーザルと指定管理業者は密接に関係してくると思われるが、どのように調整を検討しているのかという問い合わせがあり、プレイスペースは複合施設の中に一部、子どもの遊び場に供する空間を想定しており、雨の日や冬の寒い時期、酷暑の時期にも室内で遊んでいただけるような場所を用意する予定である。未就学児を対象とした小さめの遊び場にはなるが、初めての試みで、いろんな意味で使用していただこうと考えている。プレイスペースについては、設計の中で専門的な知識が必要な分野のため、子どもの特性にたけた事業者に別発注で設計施工をしていただくように考えている。また、事業者については、指定管理者の意見を聴取しながら採用するような内容で、公募資料を作成したいと考えている。それと並行して、指定管理者についても、設計内容も踏まえて、内容の調整をしていただきたいため、後に買う備品や館内の運用の仕方、プレイスペースの活用の仕方についてなど、提案をするような公募資料を作成している。それを基に今後の運営に反映できるよう、指定管理者の方にも調整をしていただくようにしたいと考えているという答弁がありました。

また、ワークショップを開催した際に要望が多かったカフェスペースは設置できるのかという問い合わせがあり、設計上、カフェに使用できる区画を用意していることには変わりはない。指定管理者の公募の中で、カフェ運営を期待しているという表現をしているが、カフェが運営できないことを理由に不採用にならない仕様にしている。その部分を活用して、どういった運営ができるかを提案していただく予定で、その提案内容によって運営形態が決まると考えている。また、カフェスペースとして想定している部分は、保健所で営業許可が取れる状態で設計しているという答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、多くの意見、要望が出されましたことを付け加えまして、本委員会の審査状況についての報告とさせていただきます。

**奥本議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第3回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位

におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が1件、報告案件が2件、認定案件が10件、議決案件が19件、合わせて32件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきまして、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**奥本議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、谷原一安議員、11番、川村優子議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

**西井議会運営委員長** 令和7年第3回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る8月22日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審査方法についてでございます。

まず、日程第3、議第53号議案につきましては、人事案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第4、報第4号及び日程第5、報第5号の2件につきましては、報告案件でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、法の規定により一括質疑のみを行います。

続きまして、日程第6、議第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会より4名ずつ選出された8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

次に、日程第15、認第10号につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、監査委員の意見報告を受け、質疑まで行い、決算特別委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第54号から日程第22、議第60号までの指定管理者の指定に関する7議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、総務建設常任委員会には議第59号及び議第60号の2議案を、厚生文教常任委員会には議第54号から議第58号までの5議案をそれぞれ付託し、審査をお願いします。

次に、日程第23、議第61号から日程第27、議第65号までの条例の制定及び一部改正の議案

5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、議第62号から議第64号までの3議案は総務建設常任委員会に、議第61号及び議第65号の2議案は厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第28、議第66号の規約の変更議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、厚生文教常任委員会に付託、審査願います。

次に、日程第29、議第67号から日程第34、議第72号までの補正予算6議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名としますので、調整を図って委員の選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システムなどで配付しているとおりでございます。会期は本日9月2日から9月22日までの21日間とし、4日午前10時より本会議、一般質問を行います。5日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。8日午前9時30分より総務建設常任委員会、9日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催します。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査をお願いいたします。10日は午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いします。11日、12日、16日の3日間は、いずれも午前9時30分より決算特別委員会を開催をお願いいたします。17日午前9時30分より議会改革特別委員会、また、17日3時30分より、葛城市的水道水に関する調査特別委員会が開催することになりましたので、ご報告いたします。18、19は予備日といたします。22日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項については、審査状況を各委員長より報告をお願いします。その後、各委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果についてご報告願い、質疑、討論の後、採決を行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質問、答弁を含めて1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含まれません。

最後に、葛城市議会委員会条例の改正につきまして、前回協議いたしました議長は常任委員会の委員にならないものとし、総務建設常任委員会の委員定数を8名から6名にし、厚生文教常任委員会の定数を7名から6名にし、議会運営委員会の委員定数8人以内から6名に改正するという内容を基に、改正案及び新旧対照表を作成し、確認をさせていただきました。また、上程方式につきましては、9月定例会中に行う議会運営委員会で本件の審査方法などについて最終確認を行い、最終日の本会議に議会運営委員会から発議として上程することを確認しております。

以上報告といたします。皆さんのご理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

**奥本議長** ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日 2 日から22 日までの21日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 2 日から22 日までの21日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおりに行うことご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第53号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第53号につきまして提案理由を申し上げます。

議第53号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるにつきましては、人権擁護委員の小谷剛紹氏が本年12月31日付をもって任期満了となります。引き続き小谷氏を推薦いたしたく提案するものでございます。小谷氏につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認められます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めるご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり適任と認めるご異議ありませんか。

ました。

次に、日程第4、報第4号、令和6年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第5、報第5号、令和6年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について、以上、報告案2件を一括議題といたします。

本案につき報告を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました報第4号及び報第5号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、報第4号、令和6年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率についてご説明させていただきます。

1つ目の比率である実質赤字比率及び2つ目の比率である連結実質赤字比率については、本市におきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額はございません。3つ目の比率である実質公債費比率、本市の場合は、令和4年度、令和5年度、令和6年度の3か年平均で7.5%であり、これは、早期健全化基準である25.0%を下回っております。4つ目の比率である将来負担比率、本市の場合5.1%であり、これは早期健全化基準である350%を大きく下回っております。

このように、令和6年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも財政再生基準はもちろんのこと、早期健全化基準よりも下回った比率であり、健全段階と判断されるものでございます。

次に、報第5号、令和6年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告をするものでございます。

まず、水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた2億4,437万5,963円に対しまして、現金・預金等の流動資産は11億4,638万4,791円でございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

次に、下水道事業の資金不足比率につきましては、流動負債から企業債を引いた1,706万3,713円に対しまして、現金・預金等の流動資産は1億1,969万7,281円でございまして、流動資産額が流動負債額を上回っておりますので、資金不足は発生いたしておりません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**奥本議長** 次に、監査委員より、報第4号及び報第5号の葛城市財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査結果について、意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

**宅 代表監査委員** それでは、ただいまから令和6年度葛城市財政健全化及び経営健全化審査の審査結果について報告いたします。なお、この審査は、監査委員2名の合議の結果です。審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果、市長から提出された財政健全化及び経営健全化の健全化を判断する関係書類は適正に作成さ

れているものと認められました。

葛城市におきましては、健全化判断比率に係る実質公債費比率や将来負担比率などの4項目の指標、そして公営企業の資金不足比率の指標のいずれの数値も早期健全化基準並びに経営健全化基準をクリアしている財政状況となっています。

今後とも、行財政改革を積極的に推進され、より一層の効率的な組織運営と事務事業の抜本的な見直しを行うなど、経費全般について徹底した削減、合理化に努めていただきたい。また、新たな財源を確保するとともに、市税等の収納率の向上を図り、適正な自主財源を確保し、より健全で効率的な行財政運営を推進していただきたい。

以上をもちまして財政健全化及び経営健全化審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく川村優子。

以上です。

**奥本議長** 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本件につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第6、認第1号から日程第14、認第9号までの決算認定9議案を一括議題いたします。

本9議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました認第1号から認第9号までの9議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、認第1号、令和6年度葛城市一般会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は187億9,170万4,740円で、予算現額に対する収入率は95.0%でございます。また、歳出決算額は184億4,606万4,471円で、予算現額に対する執行率は93.3%となっております。歳入歳出差引残額は3億4,564万269円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,857万9,500円を差し引いた実質収支額は3億1,706万769円でございます。

次に、認第2号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は36億2,899万6,545円で、予算現額に対する収入率は94.9%でございます。また、歳出決算額は36億692万903円で、予算現額に対する執行率は94.4%となっております。歳入歳出差引残額は2,207万5,642円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第3号、令和6年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。保険事業勘定では、歳入決算額は33億7,852万5,737円で、予算現額に対する収入率は97.5%でございます。歳出決算額は33億5,973万5,169円で、予算現額に対する執行率は97.0%となっております。歳入歳出差引残額は1,879万568円で、実質収支額も同額でございます。一方、介護サービス事業勘定では、歳入歳出決算額はともに3,359万9,033円で、予算現額に対する

収入・執行率はともに79.1%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第4号、令和6年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は4億6,394万6,330円で、予算現額に対する収入率は97.4%でございます。歳出決算額は4億6,365万9,285円で、予算現額に対する執行率は97.3%となっております。歳入歳出差引残額は28万7,045円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第5号、令和6年度葛城市靈苑事業特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は1,010万4,418円で、予算現額に対する収入率は54.3%でございます。また、歳出決算額は930万4,558円で、予算現額に対する執行率は50%となっております。歳入歳出差引残額は79万9,860円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第6号、令和6年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてでございますが、歳入歳出決算額はともに1,614万1,518円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに88.2%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第7号、令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてでございますが、歳入決算額は6億4,999万8,532円で、予算現額に対する収入率は96.4%でございます。また、歳出決算額は6億4,871万7,732円で、予算現額に対する執行率は96.2%となっております。歳入歳出差引残額は128万800円で、実質収支額も同額でございます。

次に、認第8号、令和6年度葛城市水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の水道事業の収益につきましては、7億8,716万2,596円でございまして、予算現額に対する収入率は96.7%であります。一方、水道事業費用は7億8,209万9,864円でございまして、予算現額に対する執行率は96.0%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書による当年度純損失は3,287万3,839円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は669万3,702円でございまして、予算現額に対する収入率は57.1%であります。一方、支出額は4億5,225万9,020円でございまして、予算現額に対する執行率は94.5%となっております。この資本的収支における4億4,526万5,318円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金を補てんをいたしました。

最後に、認第9号、令和6年度葛城市下水道事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収支の下水道事業収益につきましては、11億7,410万8,930円で、予算現額に対する収入率は97.9%でございます。一方、下水道事業費用は11億6,779万1,896円で、予算現額に対する執行率は97.7%となっております。なお、決算額そのものに消費税を含んでおりますので、消費税を除きました損益計算書における当年度純利益は181万494円でございます。また、資本的収支につきましては、収入額は4億4,033万5,000円で、予算現額に対する収入率は99.2%でございます。一方、支出額は7億7,904万4,619円で、予算現額に対する執行率は99.8%となっております。この資本的収支における3億3,870万9,619円の不足額につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

んをいたしました。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願いを申し上げます。

**奥本議長** 次に、監査委員より、認第1号から認第9号まで、以上9議案の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

**宅 代表監査委員** それでは、ただいまから令和6年度葛城市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査結果について報告いたします。

本審査につきましては、監査基準に基づき、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ経済性、効率性が適正に行われているか確認いたしました。なお、この審査報告は監査委員2名の合議の結果であり、審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の方法は、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類等に基づき関係帳簿と照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について比較検討し、併せて必要に応じて関係職員から説明を求め、審査を実施しました。市民の大切な税金等がいかに有効に使われてきたかということを主眼に置いて、予算が適正かつ効率的に執行されているか、また、事業の執行状況について、前年度決算との比較も踏まえ、各部長より、令和6年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書の説明を受け、必要に応じ、質問を行い確認しました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、関係帳簿その他証拠書類と照合、点検したところ、計数は正確であると認め、予算執行状況についてもおおむね適正であると認めました。

なお、以下に述べる5点につきましては、検討を要するものや課題として、今後必要な措置を講じていただくよう要望します。

#### 1、基金の積極的な運用検討について。

決算書に示されるとおり、葛城市は、財政調整基金を含め多くの基金を保有しております。令和6年度末の基金残高合計は約58億9,000万円ですが、これらの基金は将来の財政需要や不測の事態に備えるための重要な財源です。現在の基金の管理は、その全額が市内金融機関への預金によって行われています。この方法は、安全性が高く、元本割れのリスクがない一方で、現在の低金利下においては得られる収益は限定的です。そのため、資産価値が昨今のインフレにより実質的に目減りすることになります。全国の自治体においては、財政の持続可能性を確保するため、基金を単に貯蓄するだけでなく、新たな財源を生み出すための資産として捉え、より積極的な運用に取り組む事例が見られます。葛城市においても、基金の管理について安全性に最大限配慮しつつ、資産価値の保全を目指す新たな視点が求められるものと言えます。今後の財政計画を十分に見通し、基金の中で運用可能な部分について、安全を担保する中で、少なくとも目減りを防ぐための運用の検討も必要な時期を迎えてるものと考えられます。

#### 2、就農者、農業者への支援について。

葛城市的農業は、高齢化と後継者不足により耕作放棄地の増加が深刻であり、対策が急務であることが明らかです。特に市内に2つの道の駅が存在するにもかかわらず、農業活性化支援や新規就農が進まない現状は大きな機会損失と考えます。この状況を開拓するため、個別の補助金にとどまらない総合的な支援策が必要と考えます。具体的には道の駅かつらぎや道の駅ふたかみパーク當麻を核とした、もうかる農業の戦略を策定し、加えて、新規就農者へのワンストップ支援を強化すべきと考えられます。また、遊休農地の情報を集約し、意欲ある農業者へつなぐ施策を構築することで、耕作放棄地の発生予防と再生利用を加速させる必要があると言えます。地域コミュニティと連携し、市が主体となって計画的かつ協力的な施策を開拓することを強く要望します。

### 3、都市公園の効率的管理について。

葛城市は立派な5つの都市公園を保有しています。しあわせの森公園と二上山ふるさと公園を都市計画課が、屋敷山公園を生涯学習課が、山麓公園を環境課が、新町公園を体育振興課がそれぞれ分担して管理しています。これらの公園は市民の誇りであり、それぞれ有効に活用されています。しかしながら、それらの管理費の合計が毎年1億円を超える水準になっております。現在の縦割り式の管理体制は、業務の重複や連携不足を招き、非効率的な財政運営の一因となっていないかと懸念されます。そのため、4課の公園管理に係るノウハウを積極的に共有すること、あるいは、公園管理に係る統括的な管理機能を設けるなど、関係者で英知を絞っていただき、より負担の少ない効率的な管理を検討していただくことを期待します。

### 4、尺土駅周辺の整備について。

尺土駅周辺整備事業については、担当部局では、事業の鍵となる用地取得交渉において地権者と真摯に向き合い、粘り強く努力されている点は高く評価できます。しかしながら、用地取得が進まないために、事業全体が停滞し、予算執行の非効率化を招くとともに、市民が待ち望む駅前環境の改善が遅れている現状は看過できません。この重要課題の解決は、もはや担当レベルの努力だけでは限界があるものと考えられます。本事業の早期完了は市民全体の利益に資するものであり、市の総力を挙げて早期の整備完了に尽力していただくことを期待します。

### 5、水道事業会計及び下水道事業会計決算について。

令和6年度の水道並びに下水道事業会計は資金不足比率において黒字を確保、すなわち資金不足とはなっていないので、公営企業としての経営健全化基準をそれぞれクリアしております。しかしながら、水道事業会計の当年度の損益計算書では、約3,300万円の純損失となっています。この赤字部分を繰越利益剰余金で補てんする決算となっています。これは、施設の維持管理や運営費用に係る諸物価の高騰などが水道料金などの収益を上回っていることが主な要因で、今後とも対応が避けられない課題と想定されます。水道事業は市単独運営路線を選択しているので、市として将来を見据えた安定的な経営が必須です。今後とも、赤字決算とはならないような実効性のある収支改善計画を策定し、健全な財政運営を目指されるよう強く要望します。また、当年度の下水道事業会計においては、一般会計から営業費用の

約4割に相当する4億5,000万円の補助金を投入することで資金不足比率において黒字を確保していく、公営企業会計としての独立採算の原則とは異なる運用が続いております。下水道は衛生的な生活環境を維持するための重要なインフラであり、当面の対応として、資金の不足分を一般会計から充当されることは許容されるかもしれません、公営企業会計に移行した5年間で既に23億円投入されております。このまま将来にわたって、市の財政に過度に依存する状況は、市の財政そのものの硬直化を招くおそれがあります。下水道事業について、公営企業会計としての独立採算制を目指す中で、より一層の経営効率化と経費削減に努めるとともに、受益者負担の増加は可能な限り避けなければなりませんが、それについても視野に入れた収支改善計画が求められるものと考えられます。

最後に、今回の決算審査で特に印象に残ったことを2点述べたいと思います。

1、葛城市における医療的ケア児の受入れについて。

新たに開設されたこども園での医療的ケア児の受入れ開始は、葛城市が全ての子どもたちの健やかな成長を保障し、多様性を尊重する社会の実現に向け、具体的な取組を進めていると言えます。幼児期という感受性豊かな時期に医療的ケアを必要とする子どもたちと日常的にふれあうことは、他の園児たちにとって非常に貴重な経験となります。障がいの有無に関わらず、一人一人がかけがえのない存在であることを自然に学び、他者を思いやる心や共に支え合う姿勢が育まれていることが期待されます。今後は医療的ケア児が、安全・安心に園生活を送れるよう、看護師や保育士への専門的な研修の充実や保護者との密な連携体制の構築など、継続的な支援を期待します。

2、アクティブシニアフィットネス事業について。

令和6年度当初にいきいきセンターがリニューアルオープンしました。それに合わせてスタートしたアクティブシニアフィットネス事業は大変好評で、リピーターが増加傾向にあります。多くの講座を設定いただいておりますが、毎回募集人員を上回る応募があると聞いております。この事業は、高齢者ケアにつながる昨今の社会的ニーズにマッチしたものと考えられ、また、いきいきセンターのリニューアルオープンというタイミングを捉えたものであり、職員の企画力、実行力に敬意を表したいと思います。

以上をもちまして審査結果の報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく川村優子。

以上です。

**奥本議長** 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入りますが、本9議案につきましては一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議案となっております認第1号から認第9号までの9議案については、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、認第1号から認第9号までの9議案につきましては、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時50分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に決算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、谷原一安議員、以上です。

次に、日程第15号、認第10号、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました認第10号、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計決算の認定についてでございますが、組合については、令和7年3月31日をもって解散しており、同年2月1日に組合構成市町村に債権が移管されておりますので、本決算は、令和6年4月から本年1月末までの収入支出となっております。歳入歳出決算額はともに14万5,000円で、予算現額に対する収入率、執行率はともに79.7%でございます。歳入歳出差引残額は0円で、実質収支額も同額でございます。

以上でございます。よろしく認定を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** 次に、監査委員より、認第10号の決算審査結果について意見報告を求めます。

代表監査委員、宅康次委員。

**宅 代表監査委員** それでは、ただいまから令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の審査結果について報告いたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果です。審査の概要及び意見につきましては、お手元に配付しています意見書のとおりです。審査の結果、市長から提出された令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）歳入歳出決算書及び関係書類は適正に作成されているものと認められました。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、長きにわたり、当市の住宅新築資金等貸付金回収業務を担っていただいておりましたが、その目的を果たし、令和7年3月31日付での役割を終えられました。本組合の解散後、葛城市は、住宅新築資金等貸付金に関する債権回収事務を直接継承することとなりましたが、今後もその回収状況を適切に管理し、引き続

き最大限の努力をもって回収業務に努められることを期待いたします。

以上をもって、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（葛城市）決算の審査の結果報告を終わります。

葛城市監査委員、宅康次。同じく川村優子。

以上です。

**奥本議長** 以上で監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第10号については、決算特別委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第54号から日程第22、議第60号までの指定管理者の指定に関する7議案を一括議題といたします。

本7議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第54号から議第60号までの7議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第54号、葛城市公民館の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市公民館条例に記載された地区公民館2館、分館23館、地域コミュニティセンター21館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第55号、葛城市老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、南今市老人憩の家及び兵家老人憩の家の指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日で満了することに伴い、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第56号、葛城市集落センターの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、竹内集落センター、太田集落センター、大畠集落センター、木戸集落センターの指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日で満了することに伴い、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第57号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市山田集会所及び葛城市笛吹集会所の指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日で満了することに伴い、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

次に、議第58号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、葛城市寺口ふれあい集会所の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため、指定管理者を指定するものでございます。

以上、提案いたしました5議案につきましては、地域住民が施設を管理運営することで、地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会または自治会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。指定期間はいずれも令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を予定しております。

次に、議第59号、葛城市農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、現在の指定管理の期間が令和8年3月31日で満了することとなりますので、公募の結果、引き続き株式会社農業法人「當麻の家」を指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議第60号、葛城市道の駅かつらぎの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、現在の指定管理の期間が令和8年3月31日で満了となりますので、公募の結果、引き続き株式会社道の駅かつらぎを指定管理者として指定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

なお、葛城市農畜産物処理加工施設及び葛城市道の駅かつらぎの2施設の指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入りますが、本7議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第59号及び議第60号の2議案については総務建設常任委員会に、議第54号から議第58号までの5議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第61号から日程第27、議第65号までの条例の制定及び一部改正の5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第61号から議第65号の5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第61号、葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市多目的広場を廃止し、おひさま堆肥場として利用するため、葛城市堆肥場設置条例を制定し、附則で葛城市多目的広場条例を廃止するものです。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第62号、葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項が示され、法令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、出産時、育児期の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮に関する規定の整備を行うものでございます。施行期日は令和7年10月1日でございます。

次に、議第63号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うものでございます。施行期日は令和7年10月1日でございます。

次に、議第64号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、市民税及び市たばこ税に係る所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税では、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、また、市たばこ税では、加熱式たばこに係る課税方式の見直しに伴う規定の整備を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

次に、議第65号、葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、法令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容につきましては、地方公営企業法が適用される公営企業職員の部分休業に係る給与の減額規定について、地方公務員と同様の対応をするため、規定の整備を行うものでございます。施行期日は令和7年10月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** よろしくお願いします。ちょっとこういう声帯を痛めておりまして、お聞き苦しいことをご容赦お願いします。

本議案は、議第61号の葛城市堆肥場設置条例を制定することについて、この議案について3点ほど質問させていただきます。本議案は、厚生文教常任委員会に付託される予定ですが、私は委員になっておりませんので、この場で質問をすることをお許しいただきたいと思います。

まず1点目、大字平岡から私ども葛城市議会議員に対して陳情書が出されております。その陳情書の中に、自然公園と市民の憩いの場としての多目的広場を併設することは、大字平岡と市との重要な約束であり、地域住民の信頼の基盤となるものとありました。この点を確かめたいと思います。山麓公園及び多目的広場は、旧新庄町において、葛城市靈苑及び葛城

市火葬場と一体的に開発されたもので、当時大字寺口や平岡、そのほかの関係大字の多大なご協力を得て、これらの施設ができたものと認識しております。今なおご協力いただいているわけですけれども、この山麓公園と多目的広場について、これらの開発等に伴って、大字平岡と市との間で何らかの約束があったのかどうか。この陳情書のことにはそうあるので、葛城市はどう捉えておられるのかお聞きしたいと思います。

2点目、多目的広場に堆肥場を設置することにおいて、大字寺口は、その多目的広場のある大字ですから計画段階でご相談があったようですが、そもそもその計画段階で、大字平岡に相談をされたのかどうか、話をされたのかどうか、このことについて確かめたいと思います。

3点目、現在、おひさま堆肥が大和高田バイパスの高架下で事業を行っておられます。このおひさま堆肥場として使っている大和高田バイパスの高架下の使用が国土交通省によって、この9月末で期限が切れるということで、その移設をするために多目的広場につくるということになっているわけですが、私ども考えるに、国土交通省の高架下を長期にわたって特定の団体が使用するというのは、普通ではちょっとあり得ないことだと思うんですが、葛城市に国土交通省が大和高田バイパスの高架下を使っていいということの許可した事情、過去どのような事情があったのか、以上3点お聞きします。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目は、山麓公園多目的広場について、大字平岡との間で何か約束があったのかというご質問のご回答をさせていただきます。

何か書いたものがあるのかということで、市のほうも調べさせていただきましたが、今のところそのようなものはございませんでした。

次、2つ目の質問ですけども、この堆肥をするに当たって大字平岡には相談をしたのかということでございます。議員お述べのとおり、大字寺口区の了承はいたしましたが、移転場所周辺が山等で区切られていることもあって、市としては隣接とするところまでは考えておりませんでしたが、令和7年6月29日に平岡公民館において、後ればせながら堆肥場移転についての説明会を開催させていただき、冒頭で平岡区への配慮が足りず、混乱を招いてしまったことについてのおわびをさせていただき、堆肥事業へのご理解をいただけるよう説明をさせていただいたところでございます。

3つ目の質問でございますが、なぜこのような長期使用が可能であったのかということで、当初は平成23年3月1日から26年3月31日の約3年間という条件付でお借りをさせていただきました。その理由といしましては、旧當麻クリーンセンターのほうで堆肥事業をしておりましたが、クリーンセンターの建替えに伴い、移転が必要となつたため、その期間、一時占用というような形でお借りをしておりました。その後、クリーンセンターの建設工事が予定より遅れたこともあつたり、また、新たに移転先の候補地が諸般の事情で計画変更になつたりというようなことで、相手さんの方と協議をさせていただいた中で、3年更新という

ことで、これまで最終5回の延長をさせていただいておると、それが実情でございます。  
以上です。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。それぞれの3点について再質問させていただきますが、まず1点目ですが、大字平岡との約束は書いたものはないということでありました。口頭等であるのかどうかという点で、大字平岡との間で、市との間の認識にかなりこの陳情書との間の認識に大きな懸隔があるということは分かりました。

それから2つ目、多目的広場に堆肥場を設置することについて、そもそもの段階でお話合いはなかったということでありました。これについては、後に説明会のときに、配慮が足りなかつたということは市として謝罪されたということありますけれども、この配慮の言葉の重みですよね。火葬場とかいうものは、奈良市の例を見ても分かるように、地元の方が受入れについては大変なものだと思うんですが、この配慮ということの重みを私もその言葉でなるほどなと思ったんですが、2つ目の説明ですが、なぜ計画の最初の段階で、大字の平岡についても相談をされなかつたのかどうかですね。これ、その理由が何なのかということについて、2つ目、再質問させていただきます。

3つ目ですけれども、大和高田バイパスについては、5回も延長していただいているということであります。つまり市の事情を勘案して、やはり国土交通省のいろんな事業をやるときには、葛城市的当然協力が要るわけですから、葛城市的事情を酌んで、5回も延長していただいたということはありがたいことだと思うんですが、今回9月末までとなつておりますが、移設先については、地域住民の強い反対があることなどから、一定期間の延長を国土交通省に働きかけることは可能であると考えるんですけども、市の認識について伺います。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 1つ目の再質問でございますが、なぜ平岡区への説明がなかつたのかということをございますが、先ほども一部答弁をさせていただいた中で、今度移転する場所が寺口区であったというのが1つでございます。それについて、地元であるということでお話はさせていただいたわけですけども、私どもの考えといたしましては、近隣云々については同意ではなく、先ほども答弁させていただきましたようなご理解をいただくというような考え方をさせていただいておりました。そういうこともあって、最初にそういうふうなご理解をいただければよかったですけども、そういうような事情の中で、ちょっと配慮が足りなかつたということで、説明会のときにおわびをさせていただいたというのが経緯でございます。

もう一つは、延長というお話ですけども、4回目がもう最後ですよということを奈良国道事務所のほうから言われておったんですけども、前回計画しておりました場所が諸般の事情で計画変更になったというようなこと也有って、新たな候補地が見つからなかつたということもあって、何とかもう一回、延長していただけないかなということで、この5回目につきましては、市長が直接、奈良国道事務所長と直接協議をしていただいて、条件付で最後の占用許可を出していただくことになりました。このようなことから、当初は平成23年から3年という約束でお借りをしておって、これまでお借りしておりましたので、これ以上の延長は

不可能であるというように私どもは考えております。

以上でございます。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** 説明しなかったと。当初の計画段階からしなかったということについては、多目的広場がある地元には必要だけれども、隣接については、そこまでは必要ではないかということで考えておられたんだろうと思います。しかし、配慮が足らなかつたというこの配慮、私の理解では、葛城市は旧新庄町と旧當麻町が合併して、旧新庄町でつくられたこれらの施設を旧當麻町の方々にも使っていただけることになる。しかし、当初の旧新庄町の段階で、これを地元の方がこれら施設を受け入れるに当たっては、旧當麻町の町民のことはなかつたわけです。だから、葛城市に合併した際に、関係の大字のほうに、こういう合併の事情になつたと。だから、当然、旧當麻町の方々にも使っていただくけれどもいいかということについては、当時の開発段階に關係した様々な大字にお話があつたというふうに聞いております。私、これが配慮だと思うんですよ。配慮ということは。ところが、今回はそういう配慮がなかつた。それで非常に強い反発をされているわけですね。今なお、これらの施設は市民の皆さんを使っているわけです。やっぱり地元のご協力がないと使えない施設なんですよ。これについて議会が、強い住民の反発がある中で、設置条例これ決めたら動くわけですから、決めなかつたら動きません。非常に重要な議決になるので、私どもは、しっかりとこれ慎重に審議をし、曲げてでも国土交通省には、4回目のときも最後だと言って5回目してもらっているわけですから、これできないことないですよ。できないことない。不可能だと言つてはいるけど。不可能でも可能にしてください。それだけ要望して終えます。

以上です。

**奥本議長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第62号から議第64号までの3議案については総務建設常任委員会に、議第61号及び議第65号の2議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第28、議第66号、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてを議題いたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第66号につきまして、提案理由を申し上げます。

葛城地区清掃事務組合は4市4町で構成されておりますが、共同処理する事務のうち、し尿貯留中継基地からし尿処理施設までのし尿運搬に関する事務を香芝市が単独で行うこととなつたため、組合規約の変更を行うものです。施行期日は令和8年4月1日でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** これも厚生文教常任委員会に付託される予定ですので、この場で質問させていただきます。

まず、3点あります。1点目、組合規約では、今提案がありましたように、共同処理する事務、これ3つあるわけですけども、その1つが今回のし尿貯留中継地からアクアセンターまでのし尿運搬に関する共同事務です。現在、これは組合のほうが業者を選んで委託しているわけですけれども、これを共同処理でありながら、規約には共同処理ということで7つの市町の名前書いているんですが、香芝市がこれを抜けたいと。香芝市の地元の業者にこれをやらせたいということの提案のようですが、まず1点目の質問は、香芝市は各家庭のし尿、これ中継地、これを地元の業者に中継地からアクアセンターに運ばせようとしているのか、それとも、それぞれの各戸に収集したそのものをアクアセンターに運ぼうとされているのか、この点について確認したいと思います。と申しますのは、御所市については、これは地元だからということで中継地に行かずに、もう直接持ち込まれているようなんですが、香芝市の場合はどうなるのかについてお聞きいたします。

2つ目ですけれども、組合とこの業者との契約はどうなっているのかということについてお伺いします。これ年度途中で契約の途中で香芝市が抜けますと、組合が今委託している業者への契約において取扱量が変わるということになります。そうすると、ほかの市町の負担、葛城市的負担がどうなるのか、これについて伺います。

それから3つ目です。これ、組合規約の改正ということになるんですが、組合を構成する全ての市町の議会で今回上程されていると思います。この規約改正案ですね。これ、全ての議会が可決しなければ規約改正とならないのか。つまり1つの市町でも否決したら、この規約改正ということにならないのか。それともそうではなくて、各市町の議会で議決したものをもって組合議会で最終的に多数決で決まるのか。これどういう手続で決まるのかということについて伺います。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 市民生活部の西川です。お答えをさせていただきます。

1個目の質問ですが、今後、香芝市が抜けた場合、アクアセンターまでどのような形で運搬されるのかということですけども、これまでどおり香芝市さんが抜けられても、香芝市のし尿貯留中継基地から10トン車でアクアセンターのほうまで運ばれることになっております。それともう1個ありました御所市さんですけども、令和4年4月1日に単独で行っておられます、組合から抜けられましたけども、アクアセンターまでの搬入については、今までどおり御所市のし尿貯留中継基地から10トン車でアクアセンターに運搬をされております。

2つ目ですけども、これ、抜けられたら負担金はどうなるかというようなご質問であったかと思いますけども、今回の規約の変更につきましては、令和8年の4月1日からの施行となっておりますので、令和7年度につきましては、香芝市さんを含めた3市4町の契約でし尿運搬が行われることになります。今後の負担金なんんですけども、これにつきましては、令和7年8月19日に開催されました組合議会定例会において、そのときも何人かの議員さんの

ほうから負担金はどうなるんかというような質問がされておりました。その中で管理者の答弁は、極力負担が増えないよう発注体制も考えながら、令和8年度の入札に向けて努力していくとの答弁がございました。

それから、3つ目の質問ですけども、今回1つでも議決がなければどうなるのかということだと思うんですけども、今回、各市町の議会には全て上程をされております。規約の変更の流れといたしましては、各市町全ての議会での可決があつて、その後、奈良県に変更申請をされることになります。したがいまして、1つでも否決の市町があった場合は申請ができないことになりますので、申請ができないということは規約の変更ができないということになります。また、組合規約の変更につきましては、香芝市がし尿運搬業務を単独で行うことに関して、葛清の組合議会の議決事項外でございますので、地方自治法第96条で定めております各号には、組合議決の議決事項といたしましては、条例を設け、また改廃すること、予算を定めること、決算を認定することというのが議決事項になっておりますので、組合議会の議決はございません。

以上でございます。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** ありがとうございます。再質問になりますけれども、まず1点目は、これまでどおり香芝市のほうでやられる場合も、10トン車で中継地からアクアセンターまで運ぶということでございました。これについては、御所市の話もありましたけれども、御所市の場合は地元ということで認められた経過があると思うんですが、香芝市まで抜けることを認めると、当然大和高田市も葛城市も、あるいは河合町、広陵町も場合によっては、地元の業者から要望があれば抜けたいということになっていくんだろうと思うんですね。前例ということですね。だから、これ御所市で認めたということと、香芝市で認めたということを形式的に同じように捉えておられるのかね。私は香芝市と御所市の状況は違うと思っていたんですが、これ、同じように考えてこういうことが出てきたのかどうか。この辺の認識をどうお考えなのかお伺いしたいと思うんです。状況が異なっているのではないかと思うんですが、市としてはどう考えておられるか。

2つ目ですけれども、運搬費用です。これ共同処理をしているというのは、共同で処理することで、1つの小さなところはできない、だから共同処理するというのもありますが、やっぱり量があることでコスト削減ができるということもあるかと思うんですが、これどんどん抜けていくようなことになると、残された共同処理をするというところが、これは非常に業者の選定も難儀するし、負担も大きくなる可能性があるので、これがどのようになるのか私も心配しているわけですけれども、これは、やっぱり業者としても大変困るんじゃないかというふうに思うんです。契約した。だけどその年からまた抜ける。次のまた年度でまた抜けるようなところがある。これについて、どのような契約になるのか、契約内容、まず先に聞きます。これはし尿量で契約してあるんですか。し尿量掛け単価で。これ聞きたいんです。今現在、アクアセンターで契約がどのような内容で契約されているか。要は量と単価であれば、量が減れば単価が上がるということになって、葛城市的負担も増えることになるん

だろうと思うんですけど、将来的に。これを再質問したいと思います。

それから、3つ目ですけれども、これは1つの議会でも否決したら改正できないということでありますけれども、これ葛城市のほうとして行政のほうどう考えておられるかなんですが、共同処理として組合をつくってやっていることについて、このようにぼろぼろぼろぼろ、それぞれの市町の議会の議決で地元の業者等もあるでしょう。それで抜けていくんであれば、もうこれ共同処理と言えない。それだったらもう共同処理をやめるか。これどっかで縛らないと、これ共同処理と言えないような組合のていたらくになるんじゃないかと懸念しているんですが、葛城市はどう認識されているのか。いやもう全くそういうことは判断していません、議会にお任せなのか。市としてどういうふうに認識しているかというのをお聞きしたいと思います。

**奥本議長** 西川市民生活部長。

**西川市民生活部長** 再質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の契約内容ですけども、ある一定の実績を見たし尿処理量に単価幾らということで契約をされているというように聞いております。

2つ目の認識ですかね。それにつきましては、議員お述べのとおり、葛清ができました目的は、し尿処理浄化槽汚泥を共同して処理する目的ということで設立をされてはおりますが、今回、香芝市さんが出された分については、6月議会のほうで議員提案をされて、その中で共同処理をする事務から抜けるという議決がされました。その内容を見させていただきますと、廃棄物処理法の6条の2項に基づいて単独で行うということで、香芝市議会のほうで議決をされて、香芝市が組合のほうに申請をされたという流れになっておるのかなというようになります。葛城市的認識、今後のことといたしましては、組合で共同でやっておりますので、そのまま組合のほうでみんな一緒にやっていくという方向は今の現時点では変わっておりませんので、香芝市さんが抜けられた、御所市さんが抜けられたということでうちも抜けるというようなことは今現在考えておりません。

以上でございます。

**奥本議長** 谷原議員。

**谷原議員** なかなか答弁も苦しいところがあろうかと思って拝聴しておりましたけれども、一言だけ申し上げておきます。やはり共同処理ということで組合を組んだ以上、やっぱり管理、運営の在り方、これが問われる問題ですので、厚生文教常任委員会でも慎重に審議していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

**奥本議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第66号については、厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第29、議第67号から日程第34、議第72号までの令和7年度補正予算6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第67号から議第72号までの6議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第67号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,760万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196億8,550万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正や、国のシステム標準化に伴う経費の追加等でございます。また、第2条では債務負担行為、第3条では地方債の補正を行うものでございます。

次に、議第68号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,900万円とするものでございます。補正内容につきましては、一般被保険者保険税還付金の追加でございます。

次に、議第69号、令和7年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,962万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,592万5,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正及び前年度決算による国庫負担金等の精算に伴う償還金の追加でございます。

次に、議第70号、令和7年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億443万2,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

次に、議第71号、令和7年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、水道事業費用で148万2,000円を減額いたしまして、水道事業費用総額を9億2,669万7,000円とし、資本的支出で28万5,000円を追加いたしまして、資本的支出総額を4億5,030万8,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

最後に、議第72号、令和7年度葛城市下水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。

本案につきましては、下水道収益で155万8,000円を追加いたしまして、下水道事業収益の総額を12億1,429万3,000円とし、下水道事業費用で98万2,000円を追加いたしまして、下水

道事業費用の総額を12億1,051万1,000円とし、資本的支出で57万6,000円を追加いたしました、資本的支出の総額を7億4,762万4,000円とするものでございます。補正内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**奥本議長** これより質疑に入りますが、本6議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**奥本議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議第67号から議第72号までの6議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**奥本議長** ご異議なしと認めます。よって、議第67号から議第72号までの6議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午後0時43分

再 開 午後1時00分

**奥本議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員、以上です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付している日程のとおり、4日、5日、22日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、8日は午前9時30分から総務建設常任委員会、9日は午前9時30分から厚生文教常任委員会、10日は午前9時30分から予算特別委員会が開催されます。11日、12日、16日は午前9時30分から決算特別委員会がそれぞれ開催されます。17日は午前9時30分から議会改革特別委員会、午後3時30分から葛城市的水道水に関する調査特別委員会が開催されます。委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願ひいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後1時01分